

## 兵庫県地域協議会森林・山村多面的機能発揮対策交付金 審査会設置規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、別に定める森林・山村多面的機能発揮対策交付金事務処理規程に基づく応募申請にかかる事業採択の可否を決定するため、森林・山村多面的機能発揮対策交付金審査会(以下「審査会」という。)を設置し、活動組織の構成及び運営その他に関する必要な事項を定める。

### (職務)

第2条 審査会は、応募申請をもとに事業採択の可否及び活動組織の運営等に関する事項を審議する。

### (組織)

第3条 審査会は別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員は、ひょうご森林林業協同組合連合会(以下「連合会」という。)代表理事が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱のあった年度の年度末までとする。ただし再任を妨げない。

### (招集等)

第5条 審査会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

### (謝金)

第6条 審査会に出席した委員(国、県及び市の職員である委員を除く。)に対して、別に定めるところにより謝金を支給する。

### (費用弁償)

第7条 審査会に出席した委員には、職務を行うために要する費用の弁償として、旅費を支給する。

2 旅費は、連合会の規程に基づき支給する。

### (庶務)

第7条 審査会の庶務は、連合会事務局が処理する。

### (補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は代表理事が定める。

附 則1 この規程は、林野庁長官の承認のあった日から施行する。

附 則2 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則3 この規程は、令和5年1月16日から施行する。

(別表)(第3条)

令和6年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金審査会委員

(敬称略・順不同)

役 職	氏 名	所 属 (職名)
委 員	服 部 保	兵庫県立南但馬自然学校学長 兵庫県立大学名誉教授 公益社団法人兵庫県緑化推進協会運営協議会副委員長
"	多 田 祥 子	ひょうご森のインストラクター会 公益社団法人兵庫県緑化推進協会運営協議会委員
"	門 上 幸 子	公益財団法人兵庫丹波の森協会丹波の森研究所研究員緑化 推進協会理事
"	藤 本 憲 介	公益社団法人兵庫県緑化推進協会常務理事兼事務局長
"	田 村 猛	丹波市産業経済部農林振興課課長
"	福 本 真 也	近畿中国森林管理局 兵庫森林管理署地域業務対策官
"	高 瀬 光 朗	兵庫県立農林水産技術総合センター 森林林業技術センター森林活用部長